

関係各位

NACCSによる特例申告の期限内訂正における不具合について

日頃から税関行政に多大なるご協力をいただきましてありがとうございます。

第7次 NACCS の更改後より利用可能となった特例申告の期限内訂正機能について、不具合が発生したためプログラムの改修を行うこととなりました。

プログラムの改修が完了するまでの間において特例申告の期限内訂正を行う場合は、書面による訂正にてご対応いただければと存じます。

詳細については、NACCS 掲示板をご覧ください。

<https://bbs.naccscenter.com/docs/2025111900016/>

【問合せ先】

(収納関係)

東京税関業務部 収納課

電話：03-3599-6333

(通関手続関係)

東京税関業務部 通関総括第1部門

電話：03-3599-6337